

やいづ健康マイレージ協賛品取扱基準

(目的)

第1条 本基準は、やいづ健康マイレージ協賛コース募集要領第4条第5項の規定に基づき、協賛品の選定及び取扱いに関する具体的基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協賛品は、やいづ健幸応援団の趣旨に基づき、市民の健康づくりに寄与し、地域の店舗や事業者を知るきっかけとなるものとする。

(協賛対象外品)

第3条 協賛品として次の各号に該当するものは、取り扱わない。

- (1) たばこ類（電子たばこ、喫煙用具を含む。）
- (2) ギャンブル関連（競艇、パチンコ、宝くじ等を含む。）
- (3) 興信所、探偵事務所、占い等、個人情報を不当に取り扱うおそれのある事業に関するもの
- (4) 国家資格等に基づかない療法、施術又は医療類似行為（例：無資格マッサージ等）
- (5) 法令又は条例に違反するもの
- (6) 公序良俗に反するもの、又は不快感や危険を与えるおそれのあるもの
- (7) 政治的、宗教的、又は特定の思想を宣伝・支持するもの
- (8) その他、市が客観的かつ合理的な理由により不適当と認めるもの

(特定品目の取扱い)

第4条 次の協賛品は、条件を満たす場合に限り取り扱うことができる。

- (1) アルコール類は、適正な提供量であり、健康を害するおそれのない範囲内に限る。
- (2) 商品券、プリペイドカード等は、地域の店舗等で利用できるものとする。

(協賛品の価格の目安)

第5条 協賛品の価格の目安は、1,000円、2,000円、3,000円とし、以降1,000円単位で設定するものとする。

2 前項にかかわらず、隨時引換により提供する協賛品については、割引、商品又はサービスその他協賛事業者が通常提供する内容を協賛品として取り扱うことができるものとし、その割引率及び提供価値は、協賛事業者が通常提供する範囲を著しく超えないものとする。

(協議)

第6条 本基準に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、市と協賛事業者が協議して定めるものとする。

(附 則)

この要領は、令和7年12月1日から施行する。